

下請け企業の選定，管理

経営状況，技術力，実績など、当社の要求基準・仕様を満たした企業を予め登録し、その中から契約先(元請け)を選定している。

但し、下請け企業の指定・指名は、独占禁止法により禁じられている。(注)

「工事共通仕様書」にて、受注者に対して求めるのと同様に、下請け企業に対しても品質保証活動を求めている。

元請けから提出される体制表や作業員名簿により、下請け会社や作業員個々の有資格などの適格性を確認。

当社が直接監査・調査等を実施できることとする。

(注)第十九条 【不公正な取引方法の禁止】

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第二条 【定義】

不公正な取引方法とは・・・公正な競争を阻害するおそれのあるもの
四．相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること
五．自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること

